

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和について

1 規制緩和の背景

イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物等への被害が深刻化しており、さらに捕獲頭数を増やす必要があることから、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和を行うこととしたい。

2 現行の法制度

狩猟鳥獣の捕獲の方法によっては、多量の捕獲等が予想され、狩猟鳥獣の保護のためにこれらを制限することが必要とされ、平成19年4月の鳥獣保護法施行規則の改正に伴い、「くくりわな」に関する制限の見直し等が行われた。錯誤捕獲（特にクマ）を防止するとともに仮に錯誤捕獲があった場合でも鳥獣の損傷を軽減するため、くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止（鳥獣保護管理法施行規則第10条第3項第9号及び第10号）されている。

《上記、規制を廃止・緩和できる場合》

- ・ 捕獲許可（捕獲許可時に、目的達成に必要と認められた場合は12cmを超える径のくくりわなによって捕獲が可能（最大径は、概ね14cm～15cm））
- ・ 特定鳥獣に係る特例（県が定める特定鳥獣管理計画※に規定すれば、規制の廃止・緩和が可能）

※ 特定鳥獣管理計画について

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、その鳥獣の管理を図るために県が策定する計画で、本県では、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについて策定。

3 狩猟時のくくりわなの輪の径の規制緩和についての経緯

昨年度、第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の策定時に同計画において、くくりわなの輪の径を12cmとする規定を緩和又は解除することを盛り込み、千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会に諮ったところ、「単なる緩和・解除では安全性が担保されない」等の理由により委員間の合意が得られなかった。

最終的に同計画中では、「輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う。」とし、計画期間中に検討することとした。

4 対応案

前回のイノシシ小委員会での議論を踏まえ、狩猟による捕獲を促進するとともに、安全性を担保するため、以下の条件を付し、狩猟時のくくりわなの輪の径の規制緩和を行う。(本委員会で同意をいただいた後、同計画の変更を行う)

○狩猟時のくくりわなは「足くくりわな」とし、輪の径を「15 cm以下」※とする。

※長径に直角に交わる短径が15 cm以内であればよい。

《理由》

- ・有害鳥獣の捕獲では申請により、12 cmを超える14～15 cmの径のくくりわなも使用されており、狩猟に使用するくくりわなの径を15 cm以下に緩和しても事故発生リスクは小さいと考えられること。
- ・15 cmを超える径の大きいわなや「胴くくりわな」は事故のリスクが大きいこと。
- ・踏み込み式（筒形）のくくりわなの材料として一般的に使用される塩ビ管のJIS規格では、12 cmのくくりわなに対応するものは外径11.4 cmであり、その上のサイズは外径14.0 cmであることから、容易に入手できる規格に合わせた規制にすることで実効性を担保できること。